

新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う 新卒採用に係る中小企業情報発信緊急支援事業補助金 事務手続きについて

1. 事業実施

- 本補助金の対象となるのは、次のいずれかになります。
- ①令和2年2月20日から令和2年12月31日までの間に実施する事業で、かつ事業実施に係る契約が令和2年2月20日以降であることが確認できる、2021年春新卒学生を対象とした活動
 - ②令和3年3月1日から同年3月14日までに実施される一定の条件(詳細はホームページ等をご確認ください)を満たす合同企業説明会への参加経費

2. 事業完了※

- 事業完了とは、補助対象経費の支払いがすべて完了したことを指します。
○事業完了は、対象事業に応じて以下の期限までに終えていただく必要があります。
- ①の場合 …令和2年12月31日まで
 - ②の場合 …令和3年3月14日まで

3. 交付申請及び実績報告提出

(事業完了から20日後又は3月16日のいずれか早い日まで)

- 交付申請及び実績報告書類は、下記提出先に郵送又は持参してください。

【提出書類】

- ・交付申請及び実績報告書 ※指定様式
- ・事業報告書(様式第1号) ※指定様式
- ・収支決算書(様式第2号) ※指定様式
- ・口座振替依頼書 ※指定様式
- ・補助対象事業の内容、金額が分かる書類(請求書等のコピー)
- ・補助対象事業の実施に係る契約日等が分かる書類(コピー可)
- ・補助対象事業を支払った日が分かる書類(領収書、振込明細書等)
- ・活用した就職情報サイトへの掲載、Web説明会を実施した旨が分かる資料

4. 交付決定及び交付額確定通知書の受領

- 交付申請及び実績報告を県が受領した日から30日以内に送付します。
○補助金は、当該通知日から2週間程度でご指定の口座へお支払します。

<資料提出・お問合せ先>

鳥取県商工労働部雇用人材局雇用政策課 雇用戦略担当
〒680-8570
鳥取県鳥取市東町1丁目220(本庁舎7階)
TEL:0857-26-7647 FAX:0857-26-8169
E-mail:koyouseisaku@pref.tottori.jp